



【様式第1号】

<p>(7) 定期券の期 間・金額等  (※3)</p>	期間ア	令和5年 4月 10日～	令和5年 5月 11日		
		↓定期券金額	所属企業からの ↓通勤補助	↓補助率	千円未満 切り捨て
		( 84,090 円 - 0 円 ) × 1/3 =	28,030 円 ⇒	28,000 円 = ①	
	期間イ	令和5年 5月 12日～	令和5年 8月 15日		
		↓定期券金額	所属企業からの ↓通勤補助	↓補助率	千円未満 切り捨て
		( 239,690 円 - 0 円 ) × 1/3 =	79,896 円 ⇒	79,000 円 = ②	
	期間ウ	年 月 日～	年 月 日		
		↓定期券金額	所属企業からの ↓通勤補助	↓補助率	千円未満 切り捨て
		( 円 - 円 ) × 1/3 =	円 ⇒	円 = ③	
	期間エ	年 月 日～	年 月 日		
	↓定期券金額	所属企業からの ↓通勤補助	↓補助率	千円未満 切り捨て	
	( 円 - 円 ) × 1/3 =	円 ⇒	円 = ④		
期間オ	年 月 日～	年 月 日			
	↓定期券金額	所属企業からの ↓通勤補助	↓補助率	千円未満 切り捨て	
	( 円 - 円 ) × 1/3 =	円 ⇒	円 = ⑤		
期間カ	年 月 日～	年 月 日			
	↓定期券金額	所属企業からの ↓通勤補助	↓補助率	千円未満 切り捨て	
	( 円 - 円 ) × 1/3 =	円 ⇒	円 = ⑥		
期間キ	年 月 日～	年 月 日			
	↓定期券金額	所属企業からの ↓通勤補助	↓補助率	千円未満 切り捨て	
	( 円 - 円 ) × 1/3 =	円 ⇒	円 = ⑦		
期間ク	年 月 日～	年 月 日			
	↓定期券金額	所属企業からの ↓通勤補助	↓補助率	千円未満 切り捨て	
	( 円 - 円 ) × 1/3 =	円 ⇒	円 = ⑧		
期間ケ	年 月 日～	年 月 日			
	↓定期券金額	所属企業からの ↓通勤補助	↓補助率	千円未満 切り捨て	
	( 円 - 円 ) × 1/3 =	円 ⇒	円 = ⑨		
期間コ	年 月 日～	年 月 日			
	↓定期券金額	所属企業からの ↓通勤補助	↓補助率	千円未満 切り捨て	
	( 円 - 円 ) × 1/3 =	円 ⇒	円 = ⑩		



【様式第 1 号】

3 補助金申請に係る宣誓

本補助金の交付を受けるためには、すべての項目に☑が必要です。

- ✓ 通勤・通学者が補助期間の終了後 3 年間、引き続き市に居住する意思を有しています。
- ✓ 通勤・通学者及びその世帯員等の同居者に市税の滞納はありません。
- ✓ 通勤・通学者が属する世帯等が自治会に加入しています。

(加入している自治会名： 旭中央自治会 )

- ✓ 通勤・通学者及びその世帯員，同居者は，暴力団若しくは暴力団員又はこれらの者と，社会的に非難されるべき関係を有する者ではありません。

【通勤費補助を受ける場合】本補助金の申請前 5 年以内に，申請者（新卒者以外は同一世帯員含む。）は，宇都宮市から移住支援金の交付を受けていません。

- ✓ 【通学費補助を受ける場合で通学者と申請者が異なる場合】  
通学者と申請者は生計同一である。

- ✓ 本補助金の申請内容に偽りはありません。
- ✓ 本補助金の交付前又は交付後にかかわらず，市長が必要と認める場合には，市職員が住民登録の状況，市税の納付状況，自治会の加入状況などの調査を行い，又は通勤・通学する企業・学校等に申請内容を照会することに同意します。
- ✓ 以下の場合には，宇都宮市東京圏通勤・通学支援補助金交付要綱に基づき，本補助金を返還することに同意します。
  - (1) 虚偽や重大な錯誤のある申請を行った場合
  - (2) 本補助の交付を受けた日から 3 年以前に本市から転出した場合
  - (3) その他本補助金を交付することが適当でないと認める場合
- ✓ 本補助金の交付を受けた場合には，宇都宮市 A I 自動応答サービス「教えてミヤリー」に登録するほか，市から依頼があった場合には，市の移住定住に関する広報事業等に可能な限り協力します。

申請者氏名 宇都宮 一郎

通勤・通学者氏名 宇都宮 花子

※申請者と通勤通学者が異なる場合に記入